

令和4年9月 27 日

最低制限価格等算定におけるスクラップ控除額の取扱いについて

南あわじ市が発注する建設工事における最低制限価格等の算定に当たっては、スクラップ控除額を下記のとおり取扱っていますのでご注意ください。

記

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合の最低制限価格等(※)の算定に当たっては、直接工事費からスクラップ控除額を減じた上で、所定の率を乗じています。

例:最低制限価格の算定式<一般土木工事>

(①直接工事費－⑤スクラップ控除額)×0.97

+②共通仮設費×0.9

+③現場管理費×0.9

+④一般管理費×0.55

※低入札価格調査基準価格も同様です。

(この件に関する問い合わせ先)

南あわじ市 総務企画部財務課 契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310